

福岡医発第 1657 号 (地)

令和 5 年 10 月 3 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 蓮 澤 浩 明

(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に係る補助金等の終了
及び今後の母性健康管理措置の周知への御協力について

時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

さて、令和 2 年 5 月 7 日から適用されている新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置及び当該措置に係る助成金（以下「コロナ母健措置助成金等」）につきましては、令和 5 年 9 月 30 日で終了する旨、令和 5 年 4 月 19 日付福岡医発第 197 号（地）にて貴会宛ご連絡しているところです。

今般、厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課より、コロナ母健措置助成金等は予定通り、令和 5 年 9 月 30 日をもって終了することが公表されるとともに、コロナ母健措置助成金等終了後も引き続き、母胎又は胎児の健康保持に影響があると医師等に指導を受けた場合には、事業主には保健指導又は健康診査に基づく必要な措置を行っていただく必要がある旨、日本医師会を通じて周知依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願いいたします。

小郡三井医師会より

母子保健担当理事 橋本朋也
会長 島田昇二郎

日医発第 1102 号(健)(健)

令和 5 年 9 月 19 日

都道府県医師会 担当理事 殿

日本医師会常任理事

渡 辺 弘 司

神 村 裕 子

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に係る助成金等の終了
及び今後の母性健康管理措置の周知への御協力について (依頼)

令和 2 年 5 月 7 日から適用している新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置及び当該措置に係る助成金 (以下「コロナ母健措置助成金等」) につきましては、令和 5 年 9 月 30 日で終了する旨を、令和 5 年 4 月 5 日付日医発第 54 号(健)(健)をもって貴会宛に通知させていただいたところです。

今般、厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課より、コロナ母健措置助成金等は予定通り、令和 5 年 9 月 30 日をもって終了することが公表されました。

他方で、コロナ母健措置助成金等終了後も引き続き、母胎又は胎児の健康保持に影響があると医師等により指導を受けた場合には、事業主には保健指導又は健康診査に基づく必要な措置を行っていただく必要があります。

つきましては、本内容の趣旨をご理解の上、貴会会員ならびに貴会関係郡市区医師会等への周知方につきまして、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

事 務 連 絡
令和 5 年 9 月 14 日

公益社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省雇用環境・均等局雇用機会均等課

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に係る助成金等の終了及び今後の母性健康管理措置の周知への御協力について（依頼）

厚生労働行政の推進につきましては、平素より格別の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 2 年 5 月 7 日から適用している新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置及び当該措置に係る助成金（以下「コロナ母健措置助成金等」という。）については、「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置及び関連する助成金の期限延長並びに特別相談窓口の終了に関する周知への御協力について（依頼）」（令和 5 年 3 月 31 日付事務連絡）において、経過措置として、令和 5 年 9 月 30 日まで延長する旨、周知等への御協力を依頼させていただいたところです。

新型コロナウイルス感染症については、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（令和 5 年 1 月 27 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）において、令和 5 年 5 月 8 日から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5 類感染症に位置づけることとされる等の取扱いの変更が行われたところです。

このような状況を踏まえ、コロナ母健措置助成金等については経過措置で定めた令和 5 年 9 月 30 日をもって終了することとしております。

他方で、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（昭和 47 年法律第 113 号）第 13 条第 1 項に基づき、コロナ母健措置助成金等終了後も引き続き、母胎又は胎児の健康保持に影響があると医師等により指導を受けた場合には、事業主には保健指導又は健康診査に基づく必要な措置を行っていただく必要があります。

つきましては、別添のリーフレットを御活用いただき、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置に係る助成金等の終了及び今後の母性健康管理措置について、貴会会員に対する周知に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

（参考資料）

女性労働者の母性健康管理等について（厚生労働省ＨＰ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku05/index.html

「新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援に関する助成金（両立支援等助成金）」等は 9月30日で終了します

母性健康管理措置は継続します

厚生労働省は、妊娠中の女性が新型コロナウイルス感染症に感染するのを防ぐため、「両立支援等助成金(新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース)」等を延長して実施してきましたが、2023(令和5)年9月30日をもって終了します。

■両立支援等助成金

(新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース)

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等から休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が、安心して休暇を取得して出産し、出産後も継続して活躍できる職場環境を整備するため、正規雇用・非正規雇用を問わず、妊娠中の女性労働者に有給の休暇（年次有給休暇を除く）を取得させた企業に対する助成金です。

- ・助成金の利用には、9月30日までに満たすべき要件があります。詳細はこちらをご確認ください。
- ・申請期間：11月30日まで



詳細

母性健康管理措置は継続しています

助成金が終了した後も、母胎又は胎児の健康保持に影響があると医師等により指導を受けた場合には、母性健康管理措置に基づき事業主は休業等の必要な措置を講じなければなりません。

＜母健連絡カードを記入される医師の皆さまへ＞

10月1日以降は母健連絡カードの特記事項に「新型コロナウイルス感染症に感染するおそれに関する心理的ストレス」と記載する必要はなく、「措置が必要となる症状等」の欄のうち「妊娠中・産後の不安・不眠・落ち着かないなど」の症状を選び、必要な指導事項の措置を記入してください。



母性健康管理措置

■保健指導または健康診査を受けるための時間の確保

妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導または健康診査を受診するために、必要な時間を確保できるようにする必要があります。

■指導事項を守ることができるようにするための措置

妊娠中及び出産後の女性労働者が保健指導または健康診査を受けた結果、医師等から指導を受けた場合、その指導に基づく必要な措置※を行う必要があります。

※母性健康措置の例

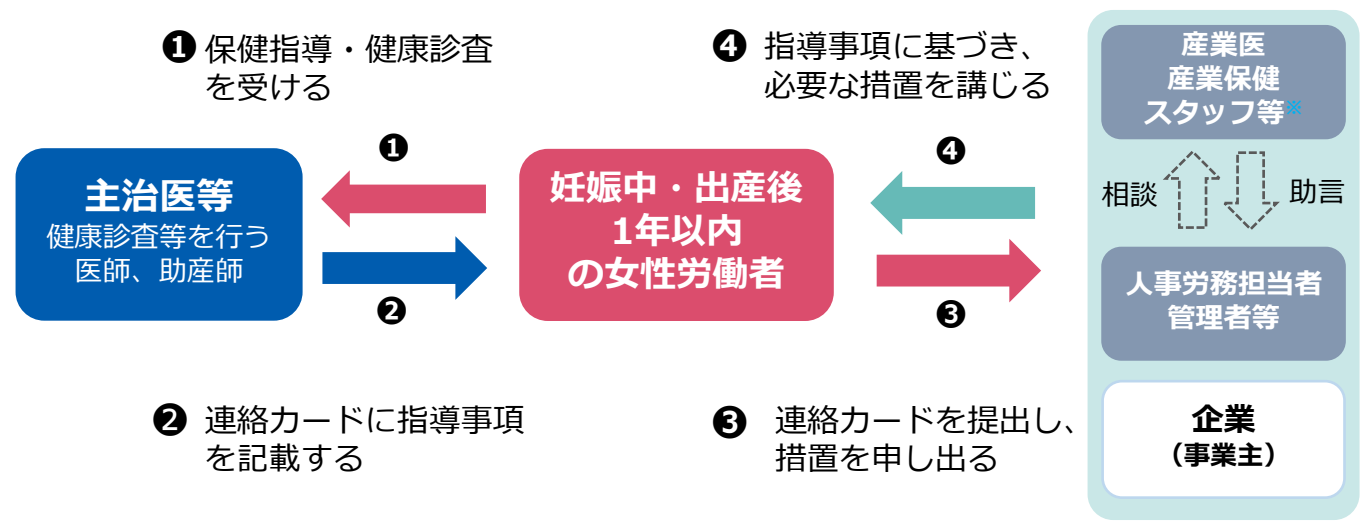
- ・妊娠中の通勤緩和
- ・妊娠中の休憩に関する措置
- ・妊娠中または出産後の症状等に対応する措置

このほか、妊娠中および出産後の女性労働者は、時間外、休日労働、深夜業の制限等について、主治医等からの指導がなくても請求できます（労働基準法）。

医師などから指導があった場合は、母健連絡カード※に記載してもらい、事業主に提出してください。

※母健連絡カードは厚生労働省ウェブサイトや「働く女性の心とからだの応援サイト」からダウンロードできます。また、母子健康手帳にも様式が記載されている場合がありますのでご活用ください。

母健連絡カードの活用方法



※措置の具体的な内容は、産業医等の助言に基づき、女性労働者と話し合って定めることが望ましいものです。

[参考]

■働く女性の心とからだの応援サイト
- 妊娠出産・母性健康管理サポート -

https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/index_bosei.html



■女性労働者の母性健康管理等について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku05/index.html



- 男女雇用機会均等法で、母性健康管理措置を求めたことやこれを受けたことを理由とする**解雇等不利益取扱い**は**禁止**されています。
- 職場でのいわゆる**マタニティハラスメント**には、母性健康管理措置を求めたことやこれを受けたこと等を理由とするものも含まれ、**事業主にはこれを防止するための措置を講じることが義務付け**られています。
- 母性健康管理措置を講じてもらえない等の場合は、以下の都道府県労働局雇用環境・均等部（室）へご相談ください。

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	埼 玉	048-600-6210	岐 阜	058-245-1550	鳥 取	0857-29-1709	佐 賀	0952-32-7218
青 森	017-734-4211	千 葉	043-306-1860	静 岡	054-252-5310	島 根	0852-20-7007	長 崎	095-801-0050
岩 手	019-604-3010	東 京	03-6893-1100	愛 知	052-857-0313	岡 山	086-224-7639	熊 本	096-352-3865
宮 城	022-299-8844	神奈川	045-211-7357	三 重	059-261-2978	広 島	082-221-9247	大 分	097-532-4025
秋 田	018-862-6684	新 潟	025-288-3527	滋 賀	077-523-1190	山 口	083-995-0390	宮 崎	0985-38-8821
山 形	023-624-8228	富 山	076-432-2740	京 都	075-241-3212	徳 島	088-652-2718	鹿児島	099-222-8446
福 島	024-536-2777	石 川	076-265-4429	大 阪	06-6941-4630	香 川	087-811-8924	沖 縄	098-868-4403
茨 城	029-277-8295	福 井	0776-22-0221	兵 庫	078-367-0700	愛 媛	089-935-5222		
栃 木	028-633-2795	山 梨	055-225-2851	奈 良	0742-32-0210	高 知	088-885-6041		
群 馬	027-896-4739	長 野	026-223-0551	和歌山	073-488-1170	福 岡	092-411-4763		